

江戸川区公共工事等の事前公表及び希望制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、江戸川区が発注する工事（委託を含む。以下同じ。）について事前に公表し、業者への周知を図るとともに、希望制度を取り入れることにより、指名競争入札の透明性を高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事前公表 事前に工事件名、工事場所、工事概要、工事ランク等について工事等発注票により公表することをいう。
- (2) 希望制度 事前に公表した工事の指名を希望する業者の意思を指名業者の選考に当たり尊重することをいう。

(対象)

第3条 予定価格（消費税相当額を含む。以下同じ。）が130万円を超え1億5,000万円未満の工事を対象とする。

(事前公表)

第4条 事前公表は、工事等発注票により東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）に掲載して行う。

- 2 事前公表期間は、概ね1週間とする。ただし、緊急その他の事由によりやむを得ない場合は、短縮することができる。
- 3 前2項により事前に公表した工事の指名を希望する業者が、江戸川区工事請負業者指名基準（平成11年1月1日施行）第8条に定める指名数に満たない場合は、工事ランク等の要件を緩和した上で、再度の事前公表を2回まで行うことができる。この場合において、事前公表期間は、当該案件ごとに定めるものとする。

(指名希望者の資格)

第5条 公表された個別工事の指名を希望することのできるもの（以下「指名希望者」という。）は、次の資格を有するものとする。

- (1) 江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）第35条に基づく指名業者登録名簿の登載者で、案件ごとに指定した業種の登録があるもの
- (2) その他案件ごとに設定した要件に該当する者

(希望の方法)

第6条 指名希望者は、総務部用地経理課契約係へ締切日までに電子調達サービスを利用して申請しなければならない。この場合において、工事等指名希望の申請件数の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「江戸川区工事請負業者指名基準に係る運用基準」第7に定める手持件数の制限を超えて指名希望申請をすることはできない。ただし、手持件数の判断基準日は、指名希望案件の開札予定日現在とする。
- (2) 「江戸川区工事請負業者指名基準に係る運用基準」第7(2)の規定は、申請件数に準用するものとする。
- (3) 同一週に公表された同種工事の指名希望申請は、各業種とも2件までとする。
- (4) 前号の規定は、初回の事前公表期間にのみ適用するものとし、再度の事前公表期間には適用しない。

(指名希望者の報告)

第7条 総務部用地経理課長は、江戸川区契約事務規則第36条第2項に定める工事について、指名希望の状況を指名業者選定委員会(江戸川区工事請負指名業者選定委員会要綱(昭和50年4月1日施行)に規定する委員会をいう。以下次条において同じ。)に報告するものとする。

(指名)

第8条 指名業者選定委員会は、前条の報告を参考として指名の審議を行うものとする。この場合において、指名希望者に対し、希望の採否に対するいかなる通知もしないものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は総務部長が定める。

改正経過	平成 11 年 9 月 20 日	平成 26 年 7 月 10 日
	平成 12 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
	平成 13 年 5 月 1 日	令和 3 年 4 月 1 日
	平成 14 年 4 月 1 日	
	平成 16 年 4 月 1 日	
	平成 20 年 1 月 1 日	
	平成 20 年 4 月 1 日	